

「卸売市場法施行規則及び卸売市場に関する基本方針の一部改正案
についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年9月18日
農 林 水 産 省

卸売市場法施行規則及び卸売市場に関する基本方針の一部改正案について、令和7年7月25日から令和7年8月23日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間中において、当該案に対して1者から3件の御意見が寄せられました。

その御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本件については、パブリックコメントに付した案に技術的な修正を行った上で改正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品流通課

代表：03-3502-8111（内線4101）

直通：03-3502-8237